

	第18回 定例総会議事録		
1. 日 時	令和7年9月10日（水）午後2時30分招集		
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室		
3. 出席委員			
14名	1番 朝来野 清	2番 大野 功二	3番 平山 孝行
	4番 齊藤 耕一	5番 秋吉 和行	6番 齊木 清範
	7番 長尾 栄作	8番 脇 文夫	9番 筒井 昌一
	10番 釘宮 修一	11番 堀 誠	12番 森崎 智徳
	13番 黒木 緑子	14番 村上 枝里	
4. 欠席委員			
0名	なし		
5. 事務局			
	事務局職員 4名		
事務局	ただいまより第18回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。		
朝来野会長	（あいさつ）		
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。		
議長	それでは、第18回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。		

	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に6番齊木委員さん、12番森崎委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、野津原中学校から南西へ約660mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生い茂っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてエダマメ、カボス、ウメ、スモモを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有し、管理機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約56aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番については、事務局よりすべての議案終了後に審議したいとの申し出がありましたので、次の2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市葬斎場から南西へ約480mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画で

議長	す。譲受人は、申請地においてナスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約79a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾駅から南東へ約370m の距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを6台、田植機を1台、コンバインを2台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4.5ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。

	申請地は、野津原中学校から南西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、発電事業などを営む法人が蓄電施設及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ、「1ページ 2番を除く」第1号議案について採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、5ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	5ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、本町地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規就農者です。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。 6ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻地区に位置した農地であり、現地の1筆は膝丈程度の雑草が生え、1筆はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約67a となります。 7ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラ、ネギ、トウモロコシを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約25a となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、8ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	8ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1994年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約280m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化しており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1994年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約260m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化しており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1976年頃から畜舎として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は畜舎として利用されていました。 9ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

	申請内容は1995年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北へ約3.1km の距離 に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 10ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで す。 申請内容は1895年頃から畜舎、進入路として利用しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北へ約1km の距離 に位置した農地であり、現地は畜舎、進入路として利用されていまし た。 11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで す。 申請内容は1972年頃から宅地及び進入路として利用しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から北へ約350m の距 離に位置した農地であり、現地は宅地及び進入路として利用されていま した。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当である との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いし ます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次に、12ページ 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地

	転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約480mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。転用者の状況です。本申請は、デイサービス等の福祉事業を営む社会福祉法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ13ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は既に道路として利用され、その他は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、14ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	14ページから15ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で8件出ています。 16ページから17ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で2件出ています。 18ページから22ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で34件出ています。 23ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で2件出ています。 最後は、24ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、市街化区域内農地において令和7年7月10日に仮登記が設定されたという通知が、1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、戻りまして1ページ 第3条許可申請 2番について、植田地

	区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地のうち2筆は賀来小学校から南東へ約700m の距離に位置し、3筆は賀来小学校から西へ630m の距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生い茂っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち2筆ではイチジクを、3筆ではクリ、ウメ、ミカンを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各3台、コンボを2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。 事務局からこれまでの経過等説明を受けたうえで、地区審議会で審議したところ、審査基準については満たしており、今後は、きめ細やかな現地調査指導を行うということで、許可相当との意見でした。
議長	次に事務局から報告してください。
事務局	この議案についてご説明いたします。譲受人は、過去に何度か3条申請により農地を取得している方です。しかし、過去に取得した農地について、維持管理がされておらず、農地として利用されていないという事実がございました。そのため、今回の3条申請を受けるにあたって、事務局より口頭や文書での指導を行ったところ、譲受人が「苗や種を植えて農地として利用する」ということでしたので、先月末の現地調査と地区審議会の前の先週金曜日に、朝来野会長、齊藤副会長、秋吉委員に現地を見ていただきました。その際、まだ石がごろごろしているところがあり、植えた苗や種の生育状況も、もう少し経過を見たほうがよいのではないかとご意見がございました。その後、また譲受人と話をしたところ「土日うちに石などを撤去する」とのことでしたので、再度、今週月曜日に釘宮委員、脇委員、小野委員の3名に同席を願って現地へ確認に行きました。

	お手元の資料をご覧ください。整備前の金曜日と整備後の月曜日の農地の写真を載せております。たしかに土日のうちに重機を入れて整備をしていましたが、今まで維持管理していないという状況がありましたので、事務局としましては、今回の申請地を含めて、今後も常に注視していかなければならないと考えております。 先日の地区審議会において、以上の経過をご説明したうえで、許可相当としていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
12番森崎委員	写真を見る限り農業をしているようには見えませんし、農地として判断するのは難しいと思います。
議長	事務局から報告がありましたように、私も現地確認に同行いたしました。やはり判断が難しい状況でしたが、農業をしているように見受けられました。また譲受人としても、農業をしているということでした。
7番長尾委員	譲受人が所有している農地は、どのように農地として使用していますか。
事務局	写真ではわかりにくいのですが、現地でイチジクとソバ、菜の花、ヒマワリを植えていまして、イチジクについては土地の大きさに合わせた数の苗を植えていました。一週間前の状況と現在の状況を比べますと、農業委員会の指導に従って改善をしていましたので、農地利用していると判断しました。
6番齊木委員	今回取得する農地は、果樹栽培として利用するのですか。
事務局	はい、そうです。

2番大野委員	農業経験は何年ですか。
事務局	農業経験は50年です。由布市でも農業をされています。
6番齊木委員	今後、果樹園としてきちんと管理をするならば理解はできますが、頻繁に現地を確認するのですか。
事務局	定期的に現地確認をする予定です。農業委員会の指導によって、ようやく農地として判断できる状態になりましたので、この状態を継続していただくように指導を続けていきます。
6番齊木委員	それならば許可してよいのではないのでしょうか。
4番齊藤委員	一つ心配されるのは、以前に比べれば改善していることはわかりましたが、今回許可した後に農地の管理が行き届いていないと、周辺の地域の方から、なぜ許可したのかと農業委員会へ苦情が出るのではないかとということです。やはり継続した指導が重要だと思います。
5番秋吉委員	地区審議会で保留という案も出ましたが、農業委員会として継続した指導を行うということでしたので、今後に期待するしかないと思います。
4番齊藤委員	農地性があるかどうかは、写真を見ただけでは判断が難しいですね。
議長	それから果樹を植える場合、周辺への影響もありますので、譲受人には地元の方ときちんと協議をしていただきたいと思います。
6番齊木委員	今後、普段は管理せずに、指導をされたら重機を入れて農地に戻すということを繰り返す可能性があるので、その点も注意していかなければならないと思います。

12番森崎委員	譲受人の主となる職業は何ですか。
事務局	申請書には農業と記載されています。
2番大野委員	農地パトロールで農地利用されていないことが発覚したのですか。
事務局	近隣の方から、地元の委員さんや事務局に苦情や相談がありました。
6番齊木委員	申請地はもともと田んぼですか。
事務局	田んぼです。
5番秋吉委員	転用の場合は始末書が必要だと思いますが、3条の場合も必要ですか。
事務局	3条の場合は、農地造成について規制があるわけではないので始末書は不要です。
議長	他に質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	それでは、今後、事務局と地元の委員さんで継続した指導を行い、定期的に現地を確認していくということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、1ページ 第3条許可申請 2番について採決します。 本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(過半数挙手)

議長	過半数の方が賛成ですので、1ページ 第3条許可申請 2番について許可とします。 その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第18回定例総会を閉会します。